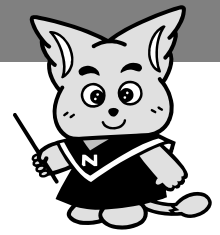


国民年金だより



国民年金の手続き（種別変更）はお済みでしょうか？

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14日以内に手続きをすることが必要です。

届け出をしなかったために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続きは早急に済ませましょう。

■国民年金の加入者は3つの種別で分けられます

- 第1号被保険者・・・自営業、学生など（第2号、第3号被保険者以外の方）
- 第2号被保険者・・・会社員などの厚生年金保険・共済組合等の加入者
- 第3号被保険者・・・会社員などの（第2号被保険者）に扶養されている配偶者

■種別が変わるときには届出が必要です

現在の種別	種別が変わる事由	変更後の種別	必要な届け出	届け出先
第1号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	第2号	資格喪失届	事業所
	会社員と結婚して被扶養配偶者となった	第3号	種別変更届	事業所
	夫が就職して、被扶養配偶者になった	第3号	種別変更届	事業所
第2号	転職して自営業になった (被扶養者配偶者も第1号被保険者になります)	第1号	資格取得届 (種別変更届)	市町村役場
	会社を退職して自営業者の妻となった	第1号	資格取得届	市町村役場
	会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	第3号	資格取得届	事業所
第3号	夫が会社を退職した	第1号	種別変更届	市町村役場
	会社員の夫と離婚した	第1号	種別変更届	市町村役場
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	第1号	種別変更届	市町村役場
	夫が亡くなった	第1号	種別変更届	市町村役場
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	第2号	資格喪失届	事業所
	夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	第3号	種別確認届	事業所
未加入	会社などに勤めていない人	第1号	資格取得届	市町村役場
	20歳未満で就職し、厚生年金か共済年金に加入した	第2号	届出不要	-

□平成20年5月から社会保険事務所の窓口での現金（保険料）領収を廃止します

年金記録問題につきまして、皆さまには大変ご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

社会保険庁におきましては、コンビニ納付やクレジットカード納付の導入など、納めやすい環境づくりに取り組み、下記のように納付方法の多様化も進んでまいりました。今般、これらの納付方法による納付を促進するとともに、不適切な取扱いの再発防止策の一環として、平成20年5月から、原則として社会保険事務所の窓口における国民年金保険料の現金領収を廃止することといたしました。

今度の国民年金保険料の納付につきましては、下記の方法により納付していただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

- ①国民年金保険料納付書による納付〈納付場所〉
 - 全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協・漁協等の金融機関
 - 郵便局 ○コンビニエンスストア
- ②口座振替による納付〈申し込み手続きを行う窓口〉
 - 全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協・漁協等の金融機関
 - 郵便局 ○社会保険事務所
- ③クレジットカードによる納付〈申し込み手続きを行う窓口〉
 - 社会保険事務所 ※ご利用につきましては、社会保険事務所にお尋ねください。
- ④電子納付(Pay-easy)が利用できます

国民年金保険料の納付書は、Pay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。Pay-easy(ペイジー)がご利用いただけるかどうかは納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。

(注) 社会保険事務所から保険料の督促等をした場合などは、当分の間、社会保険事務所の窓口でも現金による納付を受け付けます

【お問い合わせ先】 徳島南社会保険事務所 ☎088-652-1511